

過去の集団予防接種が原因で、乳幼児期に多数の方が B型肝炎ウイルスに感染した可能性があります

我が国でB型肝炎ウイルスに持続的に感染している方は110万人～140万人と推定されています。出生時の母子感染の他、集団予防接種等(予防接種とツベルクリン反応検査)を通じて多くの方が感染したと見込まれています。(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)

過去の集団予防接種等では、昭和50年代・60年代初頭まで注射針・筒の連続使用の実態があったことがアンケート調査により、確認されています。(※現在は改善されています)

以前医師から母子感染の可能性があると言われていた方でも、集団予防接種等を直接又は間接的な原因としてB型肝炎ウイルスに感染した可能性があります。

過去の集団予防接種等により B型肝炎ウイルスに感染された方に給付金を支給します

病態に応じ最大3,600万円から50万円の給付金を支給します。この他に、未発症の方には原則として毎年の定期検査などの費用を支給します。

給付金の対象となる方は、集団予防接種等による注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに持続感染したと認定された方とその方から母子感染(父子感染なども含みます)をした方(これらの方々の相続人を含みます)です。

給付金を受けるための手続き

給付金を受け取るためには、**救済要件を満たしていること**と、**病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集**していただく必要があります。

訴訟提起

国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただきます。

裁
判
所

和解協議

国との間で和解協議を行います。(この際、追加で必要な証拠を提出していただくことがあります)

和解成立

救済要件を満たしていることが証拠で確認できた方は、国との間で和解調書を取り交わします。(和解の成立)

社会保険診療報酬 支払基金

和解が成立した方が請求書を社会保険診療報酬支払基金に提出し、同基金から給付金をお支払いします。

※上記の一連の手続きの一部または全部を**弁護士**に依頼することができます。

弁護士については、「**B型肝炎 弁護士**」で検索できます。また、厚生労働省の**B型肝炎訴訟**のホームページに各地の**弁護団**の連絡先へのリンクを掲載しています。